

いつもあなたのそばに～地域の身近な相談者・支援者～

## 新しい民生児童委員・主任児童委員を委嘱

民生児童委員と主任児童委員の改選が行われ、12月2日に福祉センターで民生児童委員28名、主任児童委員2名のみなさんに厚生労働大臣からの委嘱状が渡されました。任期は「平成25年12月1日～平成28年11月30日」までの3年間です。地域福祉の担い手として、地域の身近な相談者・支援者として地域福祉の推進にご尽力いただきます。



### ○民生委員とは

民生委員は、それぞれの担当地域で、一人暮らしや寝たきりの高齢者などへの援護活動をはじめ、生活上のさまざまな問題を抱えている方の相談・援助にあたります。

### ○児童委員とは

児童委員は、行政機関、児童・青少年育成者、学校関係者などと協力し、地域において子どもたちが健やかに育つ環境づくり、子育てのための相談・援助にあたります。児童福祉法に基づき、民生委員がその職務を兼ねており、通常「民生児童委員」と呼ばれています。

### ○主任児童委員とは

主任児童委員は、担当地域を持たず児童福祉に関することを専門に担当し、児童福祉関係機関と民生児童委員との連絡調整や民生児童委員の活動を援助・協力します。

### ○悩みごとがある場合は

家族や生活、健康、介護のことなどに関する悩みごとは、地域を担当する民生児童委員に気軽にご相談ください。相談・援助にあたっては人格を尊重し相談者のプライバシーを守り、差別や優先的な取扱いをせず親身になって相談を受け、解決の糸口を一緒に探します。



## 7つの活動

民生児童委員・主任児童委員の活動を簡単にまとめると、次の7項目になります。

#### ①社会調査活動

住民が抱えている個別の問題とそのニーズを常に把握します。

#### ②相談活動

相手の立場に立ち、誠意を持って、相談・助言を行います。

#### ③情報提供活動

福祉制度や各種サービスなどの情報を住民に提供します。

#### ④連絡通報活動

相談者と福祉関係機関との橋渡しを行い、お互いの連携を図ります。

#### ⑤調整活動

サービス提供について、関係機関や施設と連携・相談しながら調整をします。

#### ⑥生活支援活動

地域の関係機関や住民と連携して、要支援者を支援する活動を行います。

#### ⑦意見具申活動

活動を通じて得た問題点や改善策を関係機関などに意見を提起します。